



長野県報

5月31日(月)
平成22年
(2010年)
第2169号

目 次

告 示

国土調査法に基づく平成22年度地籍調査事業計画（農地整備課）	1
林業再生総合対策事業補助金交付要綱の一部改正（信州の木振興課）	2
長野県企業局労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（労働委員会事務局）	2

公 告

一般競争入札（企画課）	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	3
一般競争入札（税務課県税徴収対策室）	4
平成23年度長野県公衆衛生専門学校歯科衛生士学科学生の募集（医療推進課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（2件）（産業政策課）	6
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	10
平成23年度長野県林業大学校学生の募集（信州の木振興課）	10
市街地再開発組合の設立の認可（都市計画課）	11
一般競争入札（農地整備課）	12
一般競争入札（高校教育課）	13

告 示

長野県告示第318号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成22年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

平成22年5月31日

長野県知事 村井 仁

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
長野市	長野市戸隠豊岡、鬼無里、信州新町日原西の各一部	平成23年3月31日まで
松本市	松本市中川の一部	"
上田市	上田市岡、御嶽堂、塩川、真田町長の各一部	"
飯田市	飯田市上村、南信濃八重河内、千代の各一部	"
須坂市	須坂市大字日滝の一部	"
小諸市	小諸市乙、丙、丁、大字滋野甲の各一部	"
伊那市	伊那市中央、上牧、美篤、西町、荒井、富県の各一部	"
大町市	大町市美麻の一一部	"
佐久市	佐久市湯原の一一部	"
千曲市	千曲市大字内川、大字上徳間の各一部	"
南佐久郡佐久穂町	南佐久郡佐久穂町大字上の一一部	"
北佐久郡御代田町	北佐久郡御代田町大字茂沢の一一部	"
小県郡青木村	小県郡青木村大字田沢の一一部	"
上伊那郡辰野町	上伊那郡辰野町大字小野の一一部	"
上伊那郡飯島町	上伊那郡飯島町七久保、飯島の各一部	"
上伊那郡中川村	上伊那郡中川村片桐の一一部	"
下伊那郡阿南町	下伊那郡阿南町和合の一一部	"

下伊那郡壳木村	下伊那郡壳木村の一部	"
下伊那郡天龍村	下伊那郡天龍村神原の一部	"
下伊那郡大鹿村	下伊那郡大鹿村大字鹿塙の一部	"
木曽郡上松町	木曽郡上松町大字荻原の一部	"
木曽郡南木曽町	木曽郡南木曽町田立の一部	"
木曽郡木祖村	木曽郡木祖村大字藪原の一部	"
木曽郡大桑村	木曽郡大桑村大字殿、大字長野、大字野尻の各一部	"
木曽郡木曽町	木曽郡木曽町福島、日義、開田高原西野の各一部	"
東筑摩郡筑北村	東筑摩郡筑北村坂北の一部	"
北安曇郡白馬村	北安曇郡白馬村大字北城の一部	"
下高井郡山ノ内町	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬の一部	"
下高井郡木島平村	下高井郡木島平村大字穂高の一部	"
上水内郡飯綱町	上水内郡飯綱町大字倉井、大字川谷の各一部	"
下水内郡栄村	下水内郡栄村大字堺の一部	"

農地整備課

長野県告示第319号

林業再生総合対策事業補助金交付要綱（平成21年長野県告示第450号）の一部を次のように改正し、平成22年度の補助金から適用します。

平成22年5月31日

長野県知事 村井 仁

第3第1項第1号ア中「変更」を「増額」に改める。

別表の1 林業再生協議会活動推進事業の項中「、知事の認定を受けた林業再生事業計画（以下「認定林業再生事業計画」という。）に基づいて」を削り、同表の2 林業再生境界明確化事業の項中「認定林業再生事業計画の実行及び」を「補助事業を実施するための」に、「及びその構成員のうち、」を「の構成員のうち、多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に基づく集約化実施計画（以下「集約化実施計画」という。）の承認を受けた」に改め、「認定林業再生事業計画に基づいて」を削り、同表の3 林業再生基盤整備事業の項及び4 集落林整備事業の項中「及びその構成員のうち」を「の構成員のうち、集約化実施計画の承認を受けた」に改め、「認定林業再生事業計画に基づいて」を削る。

信州の木振興課

長野県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、平成22年5月19日、長野県公営企業に従事する同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する長野県企業局労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を認定したので、昭和53年長野県地方労働委員会告示第1号（長野県企業局労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定）の一部を次のように改正します。

平成22年5月31日

長野県労働委員会

表の本庁の項中 「 課長
局付
経営企画課の企画幹、課長補佐及び係長 」

を

「 次長
課長補佐（人事及び労働関係又は予算全般を担当するものに限る。）
総務係長及び財務係長 」

に、「経営企画課総務係」を「総務係」に、「経営企画課財務係」を「財務係」に改める。

労働委員会事務局